**障害児福祉手当をご存じですか？**

１　対象となる方

　重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳未満の方。

　また、障害者手帳を所持していなくても、診断書等の判断により、認められる場合があります。

２　申請に必要なもの　　※各書類は役場窓口にあります。

①診断書（特別障害者手当用診断書）

　②住民票（本籍、続柄、マイナンバー入りのもの）・所得課税証明書（世帯全員分）

　③本人名義の通帳

　④障害者手帳のコピー

　⑤その他必要な書類（認定請求書・所得状況届・承諾書など）

3　認定に関して

　役場窓口へ提出された書類を、県が審査し認定の可否を決定します。

４　支給額

　月額　15,690円（令和6年度）

５　その他注意事項

　手当の申請には所得制限があります。

６　書類提出・お問い合わせ

　芦屋町役場　福祉課　障がい者・生活支援係

　　　　　　　☎０９３－２２３－３５３０

７　手当・支給認定に関するお問い合わせ

　宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎　社会福祉課　高齢・障害者福祉係

　　　　　　　☎０９３－２０１－４１６２